

## 市川市多様性社会推進協議会要綱

### (設置)

第1条 多様性を尊重する社会を推進するため、市川市多様性社会推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) パートナーシップ制度に関すること。
- (2) その他多様性を尊重する社会の推進に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員5人以内で組織する。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) L G B T Q 当事者
- (3) その他多様性を尊重する社会の推進に関し知識と理解のある者

### (委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 協議会に、会長を置き、委員のうちから互選する。

### (会議)

第6条 会長は、協議会の会議の座長となって、会議を進行するものとする。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

### (報償金)

第7条 市は、協議会に出席した委員に対し、報償金として、日額9,100円を支給する。

### (身分)

第8条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項

に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務)

第10条 協議会の運営に関する事務は、総務部多様性社会推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。